

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とする)

目次

◇選管告示

地方自治法等による直接請求のための署名を求めること
ができなくなる旨の告示

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七
号の一部改正

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

鳥取県知事の選挙が行われることとなつたため、昭和四十九年二月二十
七日から鳥取県知事の選挙の期日までの間、地方自治法（昭和二十二年法
律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、
第八十条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十六条第一項の規定によ
る直接請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年
法律第六十二号）第八条第一項の規定による解職請求のための署名を求
めることができなくなるので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十
六号）第九十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票
管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改
正する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

「鳥取市立敬生寮 鳥取市湖山町二八四〇の四」を
「鳥取市立敬生寮
鳥取市立東部特別

鳥取市湖山町二八四〇の四

養護老人ホーム 鳥取市三津八七六」に改める。